



第30号
60.12.1

会報
やまぐち

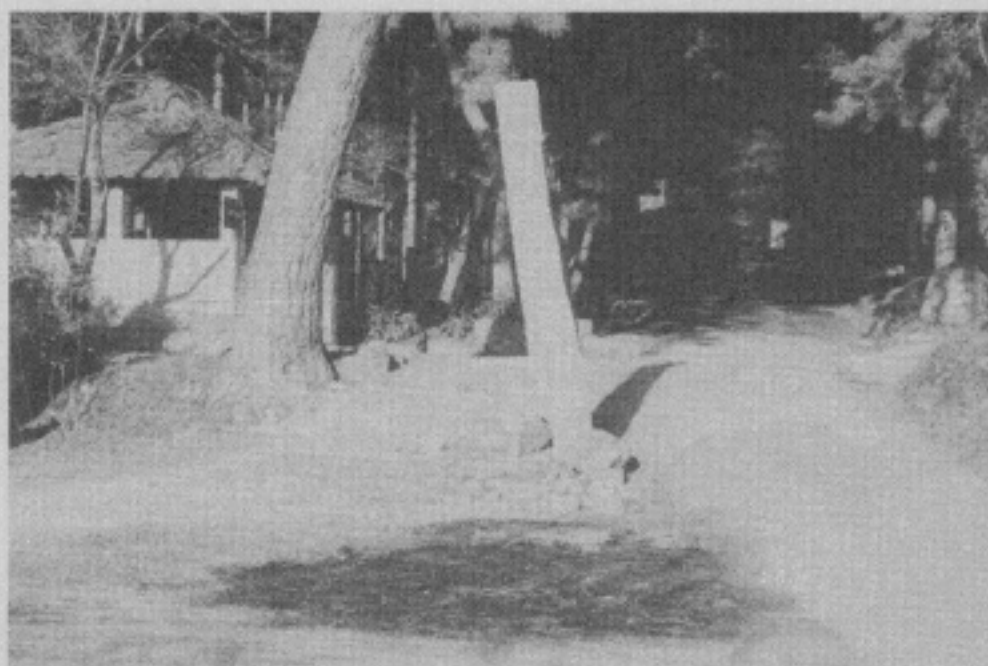
発行所
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口225975

発行者
会長 三好敏夫

印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口221712

目次

- ・ 社団法人公職協会の設立総会を終えて 設立代表者 乗川良介 2
- ・ 中国ブロック協議会開催される 広報部長 宮崎晴雄 3
- ・ 国調境界冬景色(第1学章) 岩国支部会員 岩倉一夫 5
- ・ 本部研修報告 企画部長 溝口保二 6
- ・ 贈与税(税務通信より) 経理部長 高杉勇助 7
- ・ 全員討死に、遠征ゴルフコンペ 7
- ・ 「史跡探訪」 9



龍灯石(東大寺別院 阿弥陀寺)

社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会設立される

社団法人 山口県公共嘱託登記

土地家屋調査士協会の設立總會を終えて

去る、第一〇二回会に於いて、既に十三年秋に判り得置した、公嘱託登記、土地家屋調査士法の一部改正という形の上で、成立し、民法第三〇九条に基づく社団法人の設立をすること、人格を与えて戴いたものであります。この人格付与に伴い、社員の募集をなし、同日十月二十六日山口県も設立の總會を終了したものであります。設立前社員も一六名の多くに達し、初期の目的の達成ができたことを、喜もって、社員の皆様共々御慶びに存する次第でございます。

人任に例えるなら、第一〇二回会が、両親に対し結婚の同意を十三年間とり続け、やがと同意賜ったところと存じます。それから、結婚式ののための段どりや準備会並びに設立発起人会であり、十月二十六日行われて結婚式を終えたところであらうかと存じます。二世の誕生は数行である法律者より佐藤大田の許のを受け、はめければ年内に、遅くとも一月上旬に許可書が交付され、入籍も届和

六十一一年一月十七日まで、社団法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会として、法人登記の完了を要することにより、いよいよ誕生し、以後子育でに積極的に取組まねばならないものであります。御承諾の通り、この法人は公嘱託を存在者として、精定された範囲での業務の取組を行う法人でございます。この設立登記完了までは、私達発起人が、西

わば、お産の時の胎生腹の存在で活動したものであります。今後は、社員一丸となって、業務の開展に力を注ぎ、土地家屋調査士法第十七条の六の目的に即って表示登記の適正且つ迅速な実施に寄与できるような精進を重ね、発起人公嘱託に対し、感謝される組織作りを行わねばなりません。社員の中には、法人ができたので即、業務が協会に前をと感違いをされている人もあるかも知れません。これは誤りであり、御請、理事会も理事なり、受託の任務には積極的行動を怠ると思っておりますので、当初は御志するものであります。一一

六名社員の募集が終り開始して戴き、先ずは嘱託登記のすべてを協会が処理できるより、発起公嘱託の御理解を願わねばなりません。また御業協会の、建設者等の御理解、御協力を得て、近い将来は嘱託事務の表示登記に關する調査並びに片理の取組をも受託し、調査士法第十七条の六を完全実施することを目標とすべきと存じます。

人任は、幼児教育が最も重要とされております。この協会も、今、発起を若ししようとしております。社員の皆御生員がその協会の親でございます。役員にすべてを委ねるのでなく、社員で對て、立派な協会を作り、次代に送る必要があり、責任があると思

います。どうぞ、御理解を願ひ、スマイルな御挨拶に親で上げようではございませんか。おいては、今後の表示に關する登記のすべてを我々専門家の手で、一手にお引受けし、御土常然と、表示登記の正確さの確保のため御励もうではありませぬか。役員一同、社員皆様との御協力、御意見、御忠告をお待ちしております。再度、立派な社団法人山口県公共

嘱託登記土地家屋調査士会の育成に社員一丸となって進んで戴くことを、お願いする次第でございます。最後は、設立總會が盛會であったことを、お礼申し上げます。

社団法人 山口県公共嘱託登記
土地家屋調査士協会
設立代表者 藤川良介





前田博司 先生



山田 蓮夫 先生

その後議事、協議事項に入り、九
二日朝大規模な討論が為され、同
議事会の審を閉じました。なごり
の閉会地は其世間と決別いたしました。

当議会の議事の内容の事業計画案と
協議事項を要約して掲載します。
六十年度事業計画

- 1. 各単位の業務推進の研究
- 2. 調査士業務の適正化促進及び新
開拓の適正運用について
- 3. 会員の研究発表
- 4. 新人会員の研修
- 5. 公共施設建設促進の推進
- 6. 公共施設建設促進会設立及び開

研究

- 1. 市町村連合建設協議会中国地方
建設局他公共機関との折衝
- 2. 各単位の相互の提携と情報交換
- 3. 各単位の建設及び担当委員会との関
係

協議事項

- 1. プロパティ協議会の活動刷新に
ついて

出口会

- 1. 「地籍の日」の取組について

調査会

- 1. 市街化区域内の登記簿上の地
籍が地籍である土地について、
農地以外の地籍への地目変更の
登記の取り扱いについて調査
- 2. 土地家屋調査士業務拡大につ
いての調査

鳥取会

- 1. 公債調査士協会の業務拡大に
ついての研究推進を調査

鳥取会

- 1. 建設省の官署移転（道路、
水路等）の境界線並びに地籍
（地籍調査図等含む）の整理の
促進並びに保存について
- 2. 建設省の官署移転建設費削減
（昭和三十年建設費削減第一号）



第三号第二項に基づく「市町村
法に権限を委任する規則」の制
定について
3. 調査員に支給する光久建設の
許可を不費法取費準則に定める
べし。

投稿

国調境界冬景色 (第一学章)

岩国支部
岩倉 一夫

山口会の皆様コンニチワ
一昨年の十一月、私はK県から、故郷である周防大島は安下庄に帰って参りました。

今後の御指導、御鞭撻、御支援、御愛護の程、切に御願ひ申し上げます。

わが安下庄は大層、風光明媚な所でございます。北側は嵩山を中心に、山肌が鮮やかな山々が連なっていて、南側の港はU字形より一層両端が狭くなった湾になっているのでございます。とくに夕日に映える東側山肌と、コンベキの海の対比は目を洗われる心持です。山の幸はミカン、海の幸はアジ、タチウオ、ハマチ、チヌ、イワシ等、とに角、広島、岩国、徳山、それから島の北側の久賀から、清澄な海水の魚を求めて、ツリキチが大勢押し寄せるのでございます。その上お美しい空気、わがふるさととは正に老人天国でございます。

さて、昭和五十六年一月の国土調査登記便覧(国土調査登記研究会編著、法務省民事局第三課と国土庁土地局国土調査課の監修)によります

と、山口県の場合、昭和二十六年から昭和五十五年までの地籍調査実施面積は一、六七四・一九平方キロメートル、昭和五十五年から昭和六十四年までの計画面積は一、三〇〇平方キロメートルとなっているのでございます。

山口県の総面積は、六、一〇三・六〇平方キロメートルですから、実施面積は二七・四三%、計画面積は二一・三〇%、合計四八・七三%、すなわち昭和六十四年末になりますと、地籍調査の実施面積は、なんと県総面積のほぼ半分になるわけでございます。つまり我々山口会所属の会員は今後地籍調査に大いにカンシんとキョーミを持たなければなりません。

* * * * *

地籍調査は御案内のように平板地区と数値地区に分れておりまして、平板地区については筆毎の求積方法により、プランニメーターによる地区(A地区)、デジタルプランニメーターによる地区(B地区)、電算面積測定法による地区(C地区)と三つに分れております。数値地区(D地区)は勿論、各筆界点に座標値(仮)があるわけでございます。

地籍調査の実施方法につきまして、は色々な法令等が出来ておりますが、問題は復元方法でございます。不勉強な私めの知識によりまして、法制化された復元法はまるっきり聞い

たことも見たこともないのでございます。我々調査士の仕事は、境界標識のない筆界点の復元の必要性が多いのでございますが、復元方法が明示されていないため、先生方独自の方法でやっているのが現状かと思われまます。

新たに道路、排水路等を敷設するとき、多くの個人所有地を横断するため、多数の分筆図が作成されるのであります。道水路の流れの垂直方法に一メートル近くずれて分筆された実例がございます。これは測地附近の地籍図根点を使用しないためで、後日この過誤測量が発見された場合、どういう風に処理されるのでございましょうか。この様な道水路は数百メートルから数十キロメートルに及ぶものがあり、その修正は大仕事になるわけでございます。これは地籍調査実施地区の復元方法が法制化されていない為におこった問題でございます。

筆界点の復元を地籍図根点を用いて行う場合、筆界点の位置を求める方法としてA、B地区については地籍図の図郭線より座標値をよむことでございます。しかしこの場合次のことに留意しなければなりません。

- 一、図郭線の直線でない場合がある。
- 二、図郭線の交点の角度が直角でない場合がある。
- 三、図郭線の長さ、南北方向のものが正確に三〇〇・〇ミリメートル、

東西方向のものが正確に四〇〇・〇ミリメートルとなっていない場合がある(五百分の一の縮尺で、〇・一ミリメートルは現地の五センチメートルに相当)

四、その土地が地籍図二枚以上に跨っているとき、図郭線との交点の位置がくいちがっている場合がある。

* * * * *

次に図郭線には五〇メートルおきに、この線を横切る線がついております。又図郭線内にも五〇メートルおきに十印がついております。筆界点の座標値は、その点から最も近い図郭線から読み取るのが正しいわけでございます。その土地が図郭線から遠いときは、前記の十印のところを7H位の鉛筆でつないで、新しい図郭線をかき、この線から座標値を読み取るとよいかと思えます。こんなことをすると市役所(役場)や登記所の職員に叱られますよ。

さて、地籍図根点には国家座標値がありまして、地籍図と多角点網図から図根点の番号がわかれば、役場の図根点成果簿で求められることになっております。

国土調査で使用している平面直角座標系によりまして、私達の住む山口県の座標系区分は、中国西のⅡでございます。東経一三二度一〇分〇〇秒、北緯三六度〇〇分〇〇秒の位置が測量原点だそうでございます。



贈与税

本誌読者において、行本税理士の講演のうち、贈与の割合の特が割合について、質問が多くありましたので、私の手帳資料「相続五十五年度一月七日税務通達(贈与)」を参考のため転載しておきます。

なお、この件については「要件三月十五日までには確定申告すること」を条件としておりますので、申し添えます。 評者 高 杉 勇 助

— 課税庁審判課 小林恒弘高杉勇助

父親名義の家屋に息子が増築する場合の取扱い

問 親と同居をすることになりましたが、増築するには手狭な現在の父親名義の家屋に、息子の私が銀行ローンを借りて、建て増しをする事になりました。この増築については、どのような方法で登記するのが税務上の問題が少ないかを知り合いに相談してみました。

私は、親に対して贈与をする意思は全くありません。知り合いの司法書士によれば、増築をした場合、その増築部分だけを私名義で登記することはできないということであり、既存の家屋の現在の評価額と、増築部分の寄附の価額の比によって、父と私がその家屋に対する持分を決めて共有登記にすればどうかという助言がありました。

すなわち、既存家屋の持分の一部を父から贈与を受ける登記をし、その後増築をして、その増築部分についても同様の持分になるように登記をすることとするというのですが、この場合、税務上はどのように取扱われることになるのでしょうか。

なお、土地は父親名義のもので、家屋の持分を私が取得することとなって、その敷地は全て父親名義のままとします。

また、家屋の固定資産税評価額や持分等は次のとおりです。

① 既存家屋 (築年14年)	88.15 ㎡	固定資産税評価額 1,323,530 円	15 100
② 増築部分の家屋	49.5 ㎡	増築に基いた費用 の額 7,500,000 円	44 100
合 計	137.65 ㎡	8,823,530 円	100 100

問 司法書士が言っているのは、既存家屋について $\frac{15}{100}$ の持分を私の所有名義にすると同時に、増築部分についても $\frac{44}{100}$ を私の所有名義にすることとしてはどうかという助言です。

答 贈与税の是非は、子が父親所有の家屋に増築をし、その増築資金を負担するが、増築資金を父親に贈与する意思はないので、その家屋について父と子が現在の家屋の価額と負担した増築資金の額との比によって共有することとした場合には、贈与税の課税関係は生じないと考えてよいかというものと想われます。

家屋に増築をする場合には、その増築した部分が独立した一戸の家屋としての構造を有するものでない限り、その増築部分の家屋は、不動産の併合(民法

全員討死!!

遠征ゴルフコンペ

中国プロテック協会の前日祭として第二回遠征ゴルフコンペが十月二十二日(火)に「岡山カントリー」クラブのコースで行われました。

この岡山カントリークラブは岡山駅より北に約八km、マキントで約十三分の所に位置し、自然環境に恵まれた観光地帯など、昨秋三十一年に開設され、私の同僚によるとアウトコース、インコース共にアマチュアが楽しく、巨額を相対に長く谷間、池ありのコースで、ブレ

イヤードしてかなりのは前と様子を要求されるコースではなにかと感じられました。さて勝負はこれくらいにしまして当日は各県より三千名の会員が参加しましたが当然ながら、

兼 田 貞 介

次日につづく

の六名が参加いたしました。

重 田 美 三 男
高 木 謙 守
森 田 幸 三
田 中 精 雄
高 橋 精 雄
宮 崎 雄 一

成績の方は、所かじいことに当会から上位入賞者は一人おらず、オリンピックの精神に燃つてしまいましたが、という訳で越えでの成績発表は省略させていただきますが、唯一つ言訳をさせていただきますならば、惜れないコミスであり、朝早く出たの当日のプレーといった大変佳行な

スグジョー少の甘いでほなかつたかとおもわれます。最後に、優勝されましたのは馬場会より唯一人参加されました永井健男先生でした。

(百崎 昭)

22条)により、既存の家屋の所有者がその所有権を取得することになります。つまり、既存の家屋に従として附合される建物を既存の家屋の所有者がその増築した場合に、既存の家屋の所有者がその増築した部分の家屋の所有権も取得することになります。従って、その増築について既存の家屋の所有者が同等の出費もしないものとするれば、その者はその増築によって経済的利益を受けることとなりますので、その経済的利益の額に相当する金額を増築をした者から贈与により取得したものとみなされ(相続税控除)、贈与税の課税が行われることとなります。

しかし、その増築資金を負担する者が、その負担する金額に相当する資産、つまり家屋の持分を取得することとすれば、既存の家屋の所有者は、増築資金の負担者から経済的利益を受けたということになりません。

前記例によれば、既存の家屋の100分の85の持分を子が親から譲り受け、その後その家屋の増築をしてその増築部分についても子が100分の85の持分を、親がその100分の15の持分を取得することとしたいということですが、この場合の親と子の経済的な関係は、既存家屋の100分の85の持分(当該持分の価額は1,125,000円 $\times \frac{85}{100} = 1,125,000$ 円)を子が親から取得する代償として、子は増築部分の100分の15の持分の増築資金(7,500,000円 $\times \frac{15}{100} = 1,125,000$ 円)を親のために負担するという関係になるものと思います。

すなわち、親が既存の家屋の100分の85の持分を子に譲渡する代わりに、親が負担すべき増築資金を子が負担ということであり、その既存家屋の持分の譲渡と増築資金の負担とが対価関係にあるものとするれば、親は子に既存家屋の100分の85の持分を1,125,000円で譲渡したこととなります。

従って、この場合には、親子相互間における贈与関係を生じないということとなり、贈与税が課税されることはないものと考えます。ただし、親から子に対する既存家屋の持分の譲渡については、譲渡所得の課税の対象とされますが、この場合には、仮りにその家屋が親の居住用財産に該当するものであったとしても、居住用財産の特別控除の特例の適用はありません。(借入法施行令 23(2)一)。

④ 家屋の相続税評価額は、固定資産税評価額の1倍相当額とされておりますので、家屋については、固定資産税評価額相当額で譲渡しておれば、贈与税の課税関係が生ずることはありません。

また、家屋の敷地の使用については、その使用が使用貸借に基づくものである限り、借地権の増与関係は生ぜず、その家屋の敷地について将来相続等があった場合には更地として評価されることとなります。



史跡探訪



月の桂の庭

史跡のまち防府を行く
11月17日(日)

10:30
防府駅前出発 — 石室「月の桂の庭」 —
有因阿彌陀寺 — 昼食 — 防住大講堂 —
阿彌陀分寺 — 菩提寺利根、毛利博物館 —
防府駅
14:30

心配された雨もすっきり上がり、少し肌寒い位の天気でしたが、集合場所の防府駅前には、様々な史跡探訪の会一参加者三十三名が、一泊防府のみやこ防府一の歴史の跡への出発を今かと待ち受けていた。

本日の案内は、貸切りバスのため、バスガイド様がするのだから思いきや、防府市観光協会常務理事の藤村浩さんが、休日にもかかわらず、観光士会のためは、わざわざ案内をして下さるとのこと、大変感謝しました。まもなく、バスは出発し、第一の訪問地である石室「月の桂の庭」に到着。この「月の桂の庭」は以前、当会製の表紙写真に登場しましたが、正徳二年(西暦一七一二年)、桂家四代軍平忠清が置った石室だけの石

室で、一室二尊の枯山水庭園である。東塔は、兔子燈籠の形、西塔は、神仏堂の形で、月の桂の庭は、不老長寿の信仰の庭であり、般若体系を象徴した神の庭であり、仕大な仏教の世界観を抽象した庭でもある。

この庭が、単なる庭だけでなく、宗教芸術であり、抽象の感情移入の美学そのものであると言う。そしてこの訪史会は、現代の防府の中にあっても、常に新しいと。

▼阿彌陀寺 ▲

阿彌陀寺は、古僧徒軍坊重源上人が、東大寺を再建のため、河防田舎管地在任中に建立された出願のある古寺であります。

西暦四年(一一八〇年)東大寺が平重衡の兵火にかかって焼失したため後白河院はひびくように残念がられ、せひ大仏を改刻し、方法論を再建しようとの意圖を起されました。始末は重源上人を東大寺再建の大勧進とされました。上人はまず大仏を削かえることとし、文治元年(一一八五年)にこれを改刻せられた。翌二年に、前庭は開墾一帯の庭枳を東大寺に寄付せられ重源上人を院務監督に任ぜられました。上人は東大の院務監督、日本の大工棟頭為平らをかきいて防府に下向され、四月十八日仏波羅山のほり徳地の船出で船始めを行なわれました。山出

は新築地盤が多く抽出しに不便でありましたから、道のないところへ路を造って道をつけ、橋を架け、村を佐渡川の木津に出して復に組み、河口まで二十八キロメートルの間に一八カ所のせき場をつくらせて水を流し通りました。土人は、草も取らず、老婦の背身を削って精進と努力を続けられ、袖始めから五年後の建久元年（一一九〇年）十月、東大寺土葬式を挙げ、ついで同六年（一一九五）竣工の大供養が営まれました。後白河法皇が建久三年二月崩御されて、この大空式に臨御のなかつたことは、いかにも寂しいことでありました。土人が当地に下向されましたときには、御手執事の赤坂で御前は脱奔し、土民の流亡する者も多く、また飢を耐える者がたくさん集りました。土人はこれに米を与え、野菜の種をこり寄せ、耕作を助ますなどして、御府の繁栄を感られました。

阿弥陀寺は、産婦土人が病苦を受けられた後白河法皇の現世安福を祈って、文治三年（一一八七年）、目らこの土地を譲定じ、みずから心をこめて建てられたもので、前後当時の東西は、東は本部山、南は平野を横きって牛土崎に向う出御河、西は今の多々良山、北は大平山に至る広大な地蔵を占め、その中に浄土堂をはじめ、経堂、護国堂、慈雲

および安福坊、盛徳坊など多くの支那堂がありました。土人はこれら阿弥陀寺の経書のため、本寺を建立すると同時に寺名として二五・九、カキールの田舎を寄りました。勧助は、長い年月を経るうちに火災や地震などの災難が多く降るとなり、寺はただ土守のみが残っています。



事務連絡
 (社)山口県公共福祉登記士地家産課富士協会に對する寄付金の帳務上の取扱いについて
 右の件について二月十四日、概井尚義君と協議した結果、一般金費と同じく公益費公課扱いで可とのことでしたのでお知らせいたします。

公益協会の事務連絡係長 森 杉 勇 助

事務局だより

会務報告

八月 五日(月)	全国公共事業担当若手会議	於 東京
八月 六日(火)	公共事業・企画部会	於 会館
八月 八日(木)	企画委員会	於 会館
八月 十三日(火)	企画部会	於 会館
八月 二十日(火)	公職委員会	於 岡山
八月 二十一日(水)	中プロ・会長会・懇話会	於 会館
八月 二十五日(日)	司業共催懇話大会	於 会館
九月 一日(火)	中プロ・会長会・公共事業部会	於 広島市
九月 三日(金)	自主支那委員会	於 宇都市
九月 四日(土)	本部主催研修会	於 山口県商工会館
九月 六日(月)	理事會	於 部長青垣館
九月 二十八日(土)	公職新法人説明会(山口・新府支店)	於 会館
十月 一日(水)	公職新法人説明会(徳山支店)	於 徳山市
十月 二日(木)	公職新法人説明会(宇都支店)	於 宇都市
十月 三日(木)	公職新法人説明会(徳山支店)	於 下関市
十月 五日(土)	公職新法人説明会(秋支店)	於 秋市
十月 八日(火)	公職新法人説明会	於 会館
十月 八日(金)	徳・岡・備三若手協議会	於 法務局
十月 九日(土)	公職協会発起人会	於 会館
十月 十三日(水)	中プロ協議会総会	於 岡山市
十月 十四日(木)	公職協会設立総会	於 会館
十月 十六日(土)	概査会	於 会館
十月 二十三日(水)	概査委員会、協会設立申請書提出	於 会館
十月 二十六日(土)	中プロ・会長会・厚生部会	於 広島市
十月 二十七日(日)	光臨講演会	於 徳州市
十月 三十一日(金)	企画部・登記部門協議会	於 会館

十月一日は
「境界確定の日」
です

会員異動状況

一、入脱会状況

支部	氏名	異動年月日	入脱会	事務所
白旗	西浦邦夫	六〇・一〇・二四	入会	岩田市麻里布町七丁目六番二六号
藤山	山本顕男	六〇・九・三〇	廃業	
下関	手嶋道博	六〇・一〇・二二	退会	

二、事務所変更他

支部	氏名	異動年月日	異動事由	備考
藤山	西村寛一	六〇・八・一	住所変更 事務所変更	下松市大字西豊井一三五二番地の二
〃	前田隆男	六〇・九・二五	住所変更	藤山市大字金峰一二三八番地の二
下関	山本哲	六〇・一〇・一	休業届	交通事故による入院治療